四国旅客鉄道株式会社精神障害者旅客運賃割引規則（2024年12月公告第６号）の一部を次のように改正し、2026年6月14日から施行する。

現行	改正
（前略） （精神障害者） **第２条**　この規則において「精神障害者」とは、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者をいう。 （注）精神障害者保健福祉手帳の様式は、次のとおりである。 「精神障害者保健福祉手帳制度実施要領について」（平成７年９月 12 日健医発第 1132 号厚生省保健医療局長通知）により示された様式 ⑴　紙様式（例） （様式省略） ⑵　カード様式 （様式省略） ２　精神障害者の割引種別は別表のとおりとし、精神障害者保健福祉手帳の「旅客鉄道株式会社等旅客運賃減額」欄の記載により判別する。 （以下略）	（前略） （精神障害者） **第２条**　この規則において「精神障害者」とは、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者をいう。 （注１）精神障害者保健福祉手帳の様式は、次のとおりである。 「精神障害者保健福祉手帳制度実施要領について」（平成７年９月 12 日健医発第 1132 号厚生省保健医療局長通知）により示された様式 ⑴　紙様式（例） （様式省略） ⑵　カード様式 （様式省略） （注２）「マイナンバーカードを活用した障害者手帳等情報のデジタル化による本人確認について」（令和８年５月 14 日国鉄事第 217 号国土交通省鉄道局長通知）によるものは、第７条に定める割引乗車券類の購入申込みの際並びに第 10 条に定める乗降の際及び乗車船中の呈示に限り、注１に掲げる様式による精神障害者保健福祉手帳に代わるものとすることができる。 ２　精神障害者の割引種別は別表のとおりとし、精神障害者保健福祉手帳の「旅客鉄道株式会社等旅客運賃減額」欄の記載により判別する。 （以下略）